

大学共同利用機関法人人間文化研究機構における
温室効果ガス排出削減等のための実施計画

大学共同利用機関法人人間文化研究機構
平成27年 1月 5日

大学共同利用機関法人人間文化研究機構(以下「本機構」という。)が自ら実行する温室効果ガスの排出削減等のための具体的な措置に関する実施計画を以下のとおり定める。

第Ⅰ 目標

本計画は、本機構が行う事務及び事業に伴うエネルギー使用により発生する温室効果ガスを、排出量原単位(温室効果ガス排出量を総延べ床面積で除した値)の対前年度比でマイナス1%を当面の目標とする。

第Ⅱ 対象となる事務及び事業

本計画の対象となるものは、原則として機構本部、国立歴史民俗博物館、国文学研究資料館、国立国語研究所、国際日本文化研究センター、総合地球環境学研究所及び国立民族学博物館が行うすべての事務及び事業とする。

第Ⅲ 実施する具体的措置

本機構は、温室効果ガス排出削減のため、以下の具体的措置を実施するものとする。

1. 物品やサービスの購入・使用に当たっての配慮

(1) エネルギー消費効率の高い機器の導入

使用しているパソコン、コピー機等のOA機器、電気冷蔵庫、ルームエアコン等の家電製品、蛍光灯等の照明器具等の機器について、エネルギーを多く消費するものを廃止し、エネルギー消費の少ないものを選択するよう努める。また、これらの機器等の新規の購入に当たっても同様とする。さらに、機器の省エネルギーモード設定の適用等により、使用面での改善を図る。

(2) 用紙類の使用量の削減

- ① 両面印刷・両面コピーや集約印刷・集約コピーの徹底のほか、印刷プレビュー機能や試しコピー機能の活用を図る。
- ② 内部で使用する各種資料をはじめ、外部関係機関へ提出する発表資料等についても特段支障のない限り極力両面コピーとする。
- ③ 使用済み封筒の再使用など、封筒使用の合理化を図る。
- ④ 温室効果ガスの排出削減の観点から、電子メールの活用及び文書・資料の電子メディア等の利用を進め、業務のペーパーレス化を図る。

(3)再生紙などの再生品の活用

ア.再生紙の使用等

- ①使用するコピー用紙、けい紙、起案用紙、トイレトペーパー等の用紙類については、再生紙の使用に努める。
- ②印刷物については、可能な限り再生紙を使用する。

イ.再生品等の活用

使用する文具類・機器類等の物品について、再生材料から作られたものを使用するよう努める。

(4)その他

ア.その他温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の選択

- ①物品の調達に当たっては、温室効果ガスの排出の少ない製品、原材料等の使用が促進されるよう、製品等の仕様等の事前の確認を行う。
- ②購入、使用する燃料について、現に使用している燃焼設備で利用可能な場合は、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的に少ないものとする。
- ③燃焼設備の改修に当たっては、バイオマス燃料、都市ガス、LPG等の温室効果ガスの排出の相対的により少ない燃料の使用が可能となるよう適切な対応を図る。

イ.製品等の長期使用等

- ①文具等について詰め替え可能な製品を使用する。
- ②机等の事務用品の不具合、更新を予定していない電気製品等の故障の際には、それらの修繕に努め、再使用を図る。
- ③部品の交換修理が可能な製品、保守・修理サービス期間の長い製品の使用を極力図る。

ウ.エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

自動販売機の交換等に当たっては、オゾン層破壊物質及びハイドロフルオロカーボン(HFC)を使用しない機器の導入を促す。

2. 建築物の建設及び管理等に当たっての配慮

(1)建築物の建築における省エネルギー対策の徹底

建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出抑制に配慮したものとして整備するよう努める。

(2)既存の建築物における省エネルギー対策の徹底

既存の建築物において、エネルギーの使用状況等省エネルギーに係る診断を実施し、さらなるエネルギーの使用の合理化が図られるよう努める。

(3) 温室効果ガスの排出抑制等に資する建設資材等の選択

建築物を建築する際には、温室効果ガスの排出の抑制等に配慮した建設資材等を選択するよう努める。

(4) 温室効果ガスの排出の少ない空調設備の導入等

- ① 既存の空調設備の更新時には、温室効果ガスの排出の少ない機器を導入する。
- ② 冷却性能の低下等の異常が認められた場合、冷媒の漏洩の可能性があるため、速やかに補修その他必要な措置を講ずる。

(5) 冷暖房の適正な温度管理

- ① 冷暖房温度の適正管理(冷房中の温度は 28℃、暖房中の温度は 19℃を目途)を一層徹底する。
- ② コンピューター室の冷房については、コンピューター性能が確保できる範囲内で可能な限り設定温度を上げる等の適正な運用に努める。

(6) 水の有効利用

給水装置等の末端に、必要に応じて、感知式の洗浄弁・自動水栓等節水に有効な器具を設置するよう努める。

3. その他の事務・事業に当たっての温室効果ガス排出の抑制等への配慮

(1) エネルギー使用量の抑制

ア. 各事務所におけるエネルギー使用量の抑制等

- ① OA 機器、家電製品及び照明については、適正規模のものの導入・更新、適正時期における省エネルギー型機器への交換に努める。
- ② 夏季における執務室での服装について、暑さをしのぎやすい軽装、いわゆる「クールビズ」を励行する。また、冬季における執務室の服装について、快適に過ごせるよう適切な服装、いわゆる「ウォームビズ」を励行する。
- ③ 冷暖房中の窓、出入口の開放禁止を徹底する。
- ④ 超過勤務時の照明の点灯時間等の縮減のため、超過勤務時間の削減を促進する。
- ⑤ 業務上必要最小限の範囲で点灯(分灯)することとし、それ以外は消灯を徹底する。
- ⑥ 直近階への移動の際は階段の利用を徹底し、利用実態に応じたエレベーターの間引き運転を進める。
- ⑦ 給湯器の交換時にエコマイザーの導入を検討する。
- ⑧ 冷蔵庫の効率的使用を図る。
- ⑨ 使用電力購入に際して、省 CO₂(二酸化炭素)化の要素を考慮した購入方式を検討する。

イ. 節水等の推進

- ①トイレに流水音発生器を設置するなどして、トイレ洗浄水の節水を進める。
- ②水栓には、必要に応じて節水コマを取り付ける。
- ③水漏れ点検の徹底を図る。

(2)ごみの分別

- ①事務室段階での廃プラスチック類等の分別回収を徹底する。
- ②分別回収ボックスを事務所内に適切に配置する。
- ③不要になった用紙、クリップ、ファイル等の器具を外して分別回収するよう努める。

(3)廃棄物の減量

- ①使い捨て製品の使用や購入の抑制に努める。
- ②コピー機、プリンターなどのトナーカートリッジの回収と再使用を進める。
- ③ OA 機器及び家電製品が廃棄物として処理される場合には、適正に処理されるよう廃棄業者に促す。

4. 本計画の推進体制の整備と実施状況の点検

毎年度、本計画の実施状況を点検し、事務連絡協議会等において報告を行う。